

大阪市告示第1454号

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定に基づき、次のように市道の路線を認定する。

その関係図面は、大阪市建設局において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和7年10月27日

大阪市長 横山英幸

路線名	起点 終点
鶴見区第2025-02号線	鶴見区放出東3丁目1527番地 同 区 同 1527番地 (別紙参考図参照)

(建設局総務部管財課)